

平成 28 年度 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 保育補助者雇上費貸付申請者募集要項

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

茨城県内で保育士の雇用管理改善や労働環境改善に取り組んでいる保育事業者の方へ、保育士の資格取得を目指す保育補助者を雇い上げるために必要な費用を無利子で貸し付ける制度です。

平成 28 年度の貸付申請を次のとおり募集します。

1 募集期間 平成 29 年 1 月 23 日（月）～ 3 月 3 日（金）必着

※茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）へ提出してください。

※郵送の場合：最終日必着

※持参の場合：平日午前 9 時から午後 5 時まで

2 貸付対象

平成 28 年 4 月 1 日以降、新たに保育補助者（フルタイム※1）の雇上げを行っている次の（1）から（3）のいずれかに該当する茨城県内の施設又は事業者等（以下「保育所等」という。）が貸付対象となります。

※1 1 年当たり 1,440 時間週 30 時間以上勤務することを原則とします。

（1）保育所及び幼保連携型認定こども園（児童福祉法第 7 条）

（ただし地方自治体が運営するものを除く）

（2）小規模保育事業者（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項）

（3）事業所内保育事業者（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項）

※上記（2）、（3）については「子ども・子育て支援法」第 29 条に規定する「地域型保育給付費」、又は同法 30 条に規定する「特例地域型保育給付費」の支給の算定の対象となる者を雇上げる場合を除きます。

＜貸付対象の特例＞

次の（4）から（6）のいずれかに該当する場合は、既に雇用している保育補助者についても、例外的に対象とします。

（4）既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画を提出している保育所等。

（5）貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む保育所等であり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。

（6）貸付を受けようとする保育所等の保育士の平均勤続年数が 11 年以上であること。

3 貸付額【無利子】

年額 2,953,000 円以内

(保育補助者に係る給与、諸手当、福利厚生費、社会保険料事業者負担分等)

※ なお、施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等において、更に短時間勤務の保育補助者を追加配置した場合、年額 2,215,000 円を上限に、加算できます。

4 貸付期間

保育補助者を雇上げている期間

※ 保育補助者が勤務を開始した日から3年間までを限度とします。

5 申請方法

申請に必要な次の1～5の書類を作成し、県社協へ提出してください。

	提出書類	様式等	留意事項等
1	雇上費貸付申請書	第1号様式	・連帯保証人の所得証明書類・印鑑登録証明書を(3ヶ月以内に発行されたもの)添付 ※連帯保証人が1名必要です。(連帯保証人の要件:独立の生計を営む成年)
2	保育所の概要がわかる書類	—	・貸付対象となる施設又は事業者であることが確認できる書類 ・定款等
3	保育業務環境改善計画書	第2号様式	
4	保育士資格取得支援計画書	第3号様式	
5	誓約書	第4号様式	保育補助者本人が記入してください。

6 貸付の決定

- ・ 提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。
- ・ 貸付決定となった保育所等には、雇上費借用証書、振込口座申込書等の書類を送付しますので、貸付制度説明会(毎月第3水曜日午後/金曜日の午後)に参加のうえ、提出してください。

7 貸付金の交付

- ・ 雇上費借用証書を提出いただき、正式に貸付契約の締結となります。
- ・ 貸付契約締結後に振込口座申込書に記載の金融機関へ貸付金をお支払いします。平成28年度は、初回交付のとき1年分を一括してお支払いします。
- ・ 平成29年度以降は、年4回のお支払いとなります。

[お支払いの時期]

4月: 4~6月分、7月: 7~9月分、10月: 10~12月分、1月: 1~3月分

8 貸付金の返還について

雇上費は返還の免除事由に該当する場合を除いて、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間（返還猶予を受けた期間があるときはその期間を合算した期間）内に月賦、半年賦の均等払、または一括払の方法により返還してください。

※ 正当な理由がなく期日までに返還しなかったときは、年5.0パーセントの延滞利子が発生します。

9 返還の免除等

原則として県内の保育所等において、保育補助者が保育の補助業務等に従事し、3年間で保育士の資格を取得した場合に返還が免除されます。

10 お問い合わせ先及び申請書類の提出先

茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

（所在地）

〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3階

（電話番号）

029-350-8366（平日午前9時から12時、午後1時から5時まで）